

辺地における近世農村の成立（一）

— 豊後国直入郡城後村の場合 —

佐藤満洋

はじめに

この研究は豊後国直入郡城後村（現在大分県直入郡直入町大字上田北字城後）を素材として、辺地における近世農村の成立について検討しようとするものである。

城後村は次項で述べるごとく、中世の城後田北氏の居村であり、同氏の家系を継ぐ田北フサ子氏によつて中世史料^①及び豊富な近世史料^②が保存されている。筆者は昭和四十一年以来、渡辺澄夫博士のご指導をいただきながら、博士及び国立大分工専野口喜久雄氏と数次にわたつて田北フサ子氏文書を調査する幸運にめぐまれた。

同文書中には、文禄二年（一五九三）及び慶長三年（一五九八）のいわゆる太閤檢地帳^③をはじめ、慶長十三年の竹中伊豆守による内檢地帳^④等、城後村の基本的史料がみられる。これら基本史料を中心にして、辺地における近世農村の成立過程の検討を試みたが、意をつくせない点が多い。

先学諸氏の忌憚なきご批判とご指導を伏してお願いする次第である。

〔付記〕

(一) 本研究をなすにあたつて御指導をいただいた恩師渡辺澄夫博士のご恩に感謝を申しあげるとともに、史料調査に多

大の便宜を与えられた田北フサ子氏に謝意を表します。

(二) 本研究は昭和四十一年度文部省科学研究費交付金「大分県における近世庶民史料の調査研究」（各個研究 渡辺澄夫博士）

の成果の一である。

〔註〕

- ① 「田北憲明文書」『大分県史料』⁽¹³⁾
- ② 渡辺澄夫・野口喜久雄・佐藤滿洋編「大分県近世庶民史料目録」(5)『大分県地方史』⁽⁴⁹⁾
- ③ 拙稿「豊後における大閑換地について」『大分県高等学校教育研究会社会部会研究集録』⁽⁴⁾
- ④ 拙稿「豊後国直入郡地方の『かいち』の考察」『大分県地方史』⁽⁴⁸⁾

一、城後村周辺の史的概観

国鉄九大線の小野屋駅から西方にバスで約四十分、山坂を登ると九重山群麓東端の直入郡直入町下竹田地方に達する。この下竹田地方は現在なお山間避地に属する地方で、同地方は現在、大字上田北、同下田北の二大字からなっている。城後村はこのの大字上田北の中心部に位置する純農業村である。

下竹田地方は古くは直入郡朽綱郷に属し、同郷の東部にあつて大分郡と境を接していた。中世の同地方は田北村とよばれ、上田北、下田北に分れていたようである。⁽²⁾そして大友氏が豊後守護として下向の後は、大友氏一族の田北氏が同村の地頭職⁽³⁾を帶して入部した。田北氏は大友二代親秀の七男親奏が田北兵衛判官を名乗ったのに始まり、以後、田北村は田北氏の苗字の地として大友時代を通じて、田北一族が地頭となり、城後氏・塩手氏・石合氏・須郷氏等を名乗つて田北各地の地頭として分れた。

城後田北氏は、田北城（松牟礼城）の支城（城山）⁽⁵⁾の後の村、即ち城後村の地頭として同村に館を構えたことから「城後氏」⁽⁶⁾を名乗るようになり、田北村における中心的存在であつたようである。⁽⁷⁾そしてしばしば大友氏に従つて肥後・筑後等各地に出陣し戦功をあげているが、文禄二年（一五九三）の大友氏改易の後は帰農し、城後村にあつて同村の庄屋を勤めた。更に安永天明の頃には近隣の井手野村や二俣村、小津留村等同地方各村の庄屋をも兼帶し幕末に至つてゐる。また元禄十年（一六九七）

から酒屋株を得て酒造も行つており、大正末期まで酒屋をしていたため、今日でも田北氏方は「酒屋」の屋号で呼ばれている。

ところで、中世の田北村は江戸時代には井手野・名子山・釣小野・一保・城後・橋木（以上、上田北）・仲・須郷・塩手・山浦・小津留・石合（以上、下田北）からなつており、俗に「直入郡十二カ村」^⑪と呼ばれていたが、文禄検地以後の支配関係はめまぐるしく変転している。

即ち、「田北郷曆廳略記」によれば、文禄二年の太閤検地後は、豊臣秀吉の蔵入地になつたようで、熊谷半次郎が代官を勤めている。その後、文禄四年（一五九五）に岡城主中川氏の預地となつた。「田北郷曆廳略記」には、「慶長一年（一五九七）に府内城主竹中伊豆守の領地」になつたと記されているが、竹中氏が府内に転封されるのは慶長六年（一六〇一）であり、慶長二年頃はまだ国東郡高田の芝崎城主であつたので、直入郡十二カ村が中川氏の預地から府内領に変つたのは慶長六年と考えてよいだろう。

慶長三年（一五九八）には、大閤検地の最後に当る検地が全国的に行われているが、豊後でも検地が行われた。^⑫直入郡十二カ村の検地を行つたのは右に述べた支配関係から、中川氏かと考えられるが、この時の検地帳によると石盛は文禄検地の時よりも反当り五升増の石盛を行つているのが注目される。

竹中氏が慶長六年以後、府内城主になり、直入郡十二村は府内領となつたが、慶長十三年には竹中氏による領内の検地^⑯が行われた。

この年の検地は文禄二年の検地に準じて行われており（後述）、石盛も文禄検地と同じになつている。元和元年（一六一五）になると直入郡十二カ村は府内領から天領になり、代官石川主殿頭支配となつた。続いて寛永九年（一六三二）から木築城主小笠原壱岐守・豊前中津城主小笠原信濃守の預地、同十一年（一六三四）松平将監忠昭の預地、万治元年（一六五八）肥後藩主細川氏の預地になる等、しばしば支配者が代つたが、寛文六年（一六六六）に再び天領になつた。そして同十年（一六七〇）には代官近藤助・左衛門による新開田畠の検地が行われ、天和二年（一六八二）に本高に繰込まれた。^⑯この年にまたも天領から

松平大和守の預地になつたが、貞享三年（一六八六）には三度、天領になり、その後幕末まで百八十年間天領時代が続いた。しかし、この間、文化六年（一八〇九）には、小津留・石合を除く十カ村の百姓が仲村の八社宮に集り、血判をして一揆を起したり^②、又、元治元年（一八六四）からの長州征伐に際しては、この山間の避村もその過中にまきこまれ、各種の賦役が課されるなどの事件がみられた。そして慶応三年（一八六七）になると肥後藩主細川氏の預地になつて明治を迎えた。

廃藩置県後は一時、日田県に属したが、明治五年（一八七二）の戸籍事務上の「区」の設置によって、大分県第六大区第十六小區になつた。続いて翌六年には、井手野・名子山・釣小野・城後・楠木の六カ村が合併して上田北村となる旨の合併願を大分県に提出し、上田北村が誕生した。

この頃から再び中世時代の呼称であった上田北村・下田北村が復活し、現在の大字のもとになつた。そして明治二十年頃両村が合併して下竹田村となつた。また下田北村の一村であつた石合村はこの頃直入郡から分離して大分郡に編入されている（現在大分郡野津原町石合）。更に降つて下竹田村は昭和三十年（一九五五）に西隣の長湯町と合併して、直入町となり今日に至つている。

城後村は右のような史的変遷の中にあって、中世においては田北村で重きをなした城後田北氏の居村として、また江戸時代においては兼常庄屋田北氏の居村として行政の中心地となり、更に明治になつてからも下竹田村誕生までの間、上田北村の中心地としての役割をはたした。

また明治五年（一八七二）には城後村杉台に杉台学校ができ、明治七年（一八七四）には枝郷の萩原に移転して上田北村の学校である萩原学校が設置されるなど、行政面のみでなく文化面でも中心地としての役割をはたした。

〔註〕

①『豊後風土記』

②文禄二年の「城後村検地帳」の表紙に「豊後国直入郡内上田北郷検地帳」と書いてあることから、中世の庄園制時代における田北

村は、上田北と下田北に分れていたと考えられる。

③「田北一六文書」『大分県史料』(25)

④⑤「大友松野系図」

⑥⑦「田北憲明文書・同日出夫文書」『大分県史料』(13)

⑧⑨「田北フサ子文書」(以下、特定の文書名を必要とするものの文書名を書き、田北フサ子氏所有文書一般にわたるものは

「田北文書」と略記する。)

⑩渡辺澄夫・佐藤満洋編『豊後国村明細帳』(3)

⑪「田北文書」

⑫「田北郷曆廳略記」(明治九年書)「田北文書」

⑬「豊陽古事談」

⑭⑮拙稿「豊後における太閤検地について」『大分県高等学校教育研究会社会部会研究集録』(4)

⑯「直入郡田北城後村御検地帳」(慶長三年)「田北文書」

⑰この検地は「内検地」と呼ばれており、直入郡十一カ村関係では城後・橘木・石合・井手野村等の検地帳、又は名寄帳が

残っている(田北文書)。拙稿「豊後における『かいち』の考察」『大分県地方史』(43)

⑱「直入郡城後村開田畠御改帳・同小津留村開畠改帳」(寛文十年)「田北文書」

⑲⑩に同じ。

⑳「郡方騒動取締書」(田北文書)

㉑佐藤満洋「長州征伐における天領の課役」昭和四二年度大分県地方史総会にて口頭発表。『大分県地方史』発表予定。

㉒「田北文書」

㉓「合併御願書」(明治六年)「田北文書」

24 『下竹田小学校八五年の歴史』

25 「田北文書」・萩原学校は明治七年に設置され、同十一年に城後学校、同十七年に上田北学校、同二十二年に上田北尋常小学校となり、今日の下竹田小学校の基礎となつた。

二、太閤検地における城後村の村位

近世初頭における城後村の成立について述べる前に、太閤検地における城後村の村位についてふれておきたい。豊後にける太閤検地説は六回^①を数えることができるが、太閤検地の意図が十分に実施されたと考えられるのは、文禄二年（一五九三）の検地が初見である。

その意図したものの一つは、村ごとの地力その他諸条件により村位を定めて石盛をする「村別石盛制」である。この村別石盛制については別稿で提唱したが、本稿ではその概要を述べる程度で城後村の村位についてふれることにしたい。

文禄二年の豊後における太閤検地は山口玄藩充宗永と宮部善祥坊法印によつて行われたが、山口宗永によつて作成された検地帳（又は写）が現在若干発見、保存されている。^②それらの検地帳の表紙には

「文禄式年
城後村

中ノ村
豊後直入郡内上田北郷検地帳

山口玄番頭内

九月吉日 柴原勝右衛門組

早見三郎衛門」のように村名の肩に「上ノ村」・「中ノ村」・「下ノ村」と村位の書き分けが

なされている（検地帳によつて若干書く場所に相違はあるが）。

この上ノ村・中ノ村等は従来あまり注意されていなかつたことであるが、実はこれが重要な意味を持つてゐるのである。即

第1表 文禄2年豊後における村別石盛

田畠 位付	田 方					畑 方					屋敷
	上々	上	中	下	下々	上々	上	中	下	下々	
上ノ村	石斗 1.6	石斗 1.4	石斗 1.2	石斗 1.0	石斗	石斗 1.1	石斗 0.9	石斗 0.7 (0.6)	石斗	石斗	石斗 1.0
中ノ村			1.3	1.1	0.9			1.0	0.8	0.6	1.0
下ノ村			1.2	1.0	0.8			0.8	0.6	0.4	1.0

注 ①上々、下々は一定していないので省略した。

②石盛は若干端数のあるものがあるが例外は除いた。

第一表のよう上・中・下の村位の違いによつて検地帳に記された石盛が異つてゐる。一例を上田にとつてみると、上ノ村が反当り一石四斗、中ノ村が一石三斗、下ノ村が一石二斗のように村位の高低によつて石盛に差がつけられている。^⑥これは検地にあたつて田畠の上・中・下等の位付とともに村位を定めることによつて無理のない、より合理的な石盛が可能となるのである。

ところで、城後村の場合についてながめると、検地帳の表紙には先に記したごとく「中ノ村」と書かれており、更に表紙裏には

「

田方中壹石壹斗

上壹石三斗

中之在所 下九斗

上壹石

島方中八斗

下六斗

屋敷石代

」のよう村位は「中之在所」と位づけをし、その石盛が記されており、豊後における他の地方の文禄検地にみられる「中ノ村」の石盛と一致している。

そしてこの文禄地で定められた村位は近世を通じて継承されており、石盛の基礎になつてゐる。

城後村には文禄検地で引続いて行われた慶長三年（一五九八）の検地帳写が残つ

ているが、この時の石盛は反当五斗増の石盛となつてゐる。しかし村位は表紙に「但、中・在所」と明記されており、文禄二年の村別石盛の原則は継承されている。

更に降つて慶長十三年の竹中伊豆守の内検地による「名寄帳」⁽⁷⁾には表紙にこそ村位は書かれていないが、第一頁めに

「 中之村 」

本村

上田壱石三斗

仲帳

中田壱石壱石

下田九斗

上烟壱石

屋敷石代

中烟八斗

下烟六斗

」のよう、「中之村」と明記し、文禄檢地の石盛に復し、

その村別石盛の原則を継承している。

第一表は城後村における年ごとの石盛を示したものである。先述の慶長三年の例外を除けば、年によつて部分的に石盛の違うものが一・一あるとはいへ、全体的には文禄二年（一五九三）から明治三年（一八七〇）まで同一石盛になつてゐる。

延宝六年（一六七八）の「直入郡城後村・釤小野村午之年御毛見帳⁽⁸⁾」以下、明治三年の「高反別米大豆書上帳⁽⁹⁾」までの各史料には村位は書かれていないが、石盛が同じであるので、文禄檢地の村位・石盛が継承されていると考えてよいだらう。

第二表 城後村年別石盛(反当)

年号	田 方			畠 方				屋敷史料
	上	中	下	上	中	下	下々	
文禄 2	石斗 1.3	石斗 1.1	石斗 .9	石斗 1.0	石斗 .8	石斗 .6	石斗 1.0	檢
慶長 3	1.35	1.15	.95	1.05	.85	.65		檢
慶長 13	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		名
延宝 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		毛
享保 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		明
延享 3	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6		明
延享 4	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.7		田
寛延 4	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	明
宝曆 2	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	明
宝曆 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	明
天明 8	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	明
寛政 6	1.3	1.1	.9	1.0	.8	.6	.4	明
明治 3	1.3	1.1	.9	1.1	.8	.6	.4	高

(註) 檢=検地帳、名=名寄帳、毛=御毛見帳、

明=村明細帳、田=田畠様子書上帳、高=高反別取米大豆書上帳。

同村の「村明細帳」によると第一頁に次のように書かれている。
 「文禄式已年山口玄蕃頭様御検地

一、高百五拾石七斗弐升六合

但、天和元酉年迄御前高、翌戌年三田次郎右衛門様より松平大和守様へ御引渡之節、より御内検地高ニ成申候、

慶長十三年申年竹中伊豆守様御内検地出高三拾壹石四斗四升七合寛文拾戌年近藤助左衛門様御改新畠六石八斗、松平大和守様御引渡之節、より本高ニ入申御、但、竹中伊豆守様御内検地水帳一冊名寄帳用來り候、

一、高百八拾八石九斗七升 本田畠

○以
下略

これによると、天和元年（一六八一）までは文禄検地高が村高とされていたが、翌天和二年以後、竹中伊豆守の慶長十三年（一六〇八）の内検地出高と、近藤助右衛門による寛文十年（一六七〇）の新畠検地による出高を本高に繰込み、竹中内検地名寄帳を使用していたことがわかる。とすれば、竹中内検地は先述のように文禄検地の原則である村別石盛を継承したものであると考えられるし、その竹中内検地の名寄帳が天和二年以後、用いられたということは、文禄検地の原則が江戸時代だけではなく明治の地租改正まで生き続けたと考えてよいのではないだろうか。

ところで城後村には枝郷として「仲帳」と「萩原」があるが、文禄二年と慶長三年の検地では本村・枝郷ともに「中ノ村」に位付され、石盛も同一である。しかし慶長十三年の竹中氏の内検地の時に萩原は「下ノ村」として村位が改正されている。即ち竹中内検地帳の第二頁には次の様に書かれている。

「

下之村

枝郷

上田壹石壹斗

萩原

中田九斗

下田七斗

屋舗石代

上畠八斗

中畠六斗

下畠四斗

」

この石盛は第一表の下ノ村に比べると、田方は上・中・下ともに文禄検地の下ノ村よりも一斗下りになつてゐるが、屋敷及び畠方は文禄検地の下ノ村と同じ石盛である。

直入郡十二カ村内の石合村も竹中内検地では下ノ村に位付されており、萩原と同様の石盛になつてゐるので、おそらく文禄検地における下ノ村は地力その他の諸条件から、石盛が変更されたものであろう。そして萩原は地力その他の諸条件から中ノ村に位付されることが不適当と認められての改正であろうか。

このようにながめてくると、竹中内検地は文禄検地の原則を繼承しながらも、一步前進したものになつたといえよう。
竹中内検地の名寄帳が後世の寛文検地の後も基本帳簿として用いられた理由はここにあるといえよう。^⑪

以上ながめてきたことから、竹中検地以後、城後村の本村と仲帳は「中ノ村」、枝郷の萩原は「下ノ村」となつたわけであるが、この村位の高低によつて生ずる相違点を一・二あげてみたい。

その一は村位の違ひによつて石盛は大きく異つてゐるが、竹中内検地で下ノ村の田方は更に低く石盛されているので、萩原に土地を持つ百姓は改正以前と以後とでは、年貢額に大きな差が生じたであろうことが想像できる。

第二は「小作入上高」の相違である。やや年代は降るが、寛延四年（一七五二）の「城後村明細帳」によると、本村と仲帳^⑫

第3表 本村・仲帳田畠小作入上高

田畠位付		1反当小作入上高	備考
田方	上	斗升 斗升 米 9. 6 ~ 9. 8	石盛 石斗 1. 3
	中	8. 1 ~ 8. 3	1. 1
	下	6. 6 ~ 6. 8	. 9
畠方	上	大豆 4. 6 ~ 4. 7	1. 0
	中	3. 7 ~ 3. 8	. 8
	下	2. 7 ~ 2. 8	. 6
	下々	1. 8 ~ 1. 9	. 4

○ 寛延4年「村明細帳」による

第4表 萩原田畠小作入上高

田畠位付		1反当小作入上高	備考
田方	上	斗升 斗升 米 8. 1 ~ 8. 3	石盛 石斗 1. 1
	中	6. 7 ~ 6. 9	9
	下	5. 2 ~ 5. 3	7
畠方	上	大豆 3. 7 ~ 3. 8	8
	中	2. 8 ~ 2. 9	6
	下	1. 8 ~ 1. 9	4

○ 寛延4年「村明細帳」による

は第三表にみるように小作入上高が決められており、下ノ村の萩原の小作入上高は第四表の通りである。これらの小作入上高は寛延四年以降、ほぼ一定しているが、第三表と第四表を比較してみると、萩原の上田・上畠の小作入上高は本村の中田・中畠の小作入上高と同額、即ち下ノ村の小作入上高は中ノ村のそれの一段階下りであり、以下、中ノ村の「田畠位付」のほぼ一段下りの小作入上高が、下ノ村の小作入上高となっている。

この小作入上高を決定する場合も、村別石盛の原則が基本になつてゐると考えることができよう。

第三は、田畠の「質入値段」の相違である。田畠の質入をする場合も右の小作入上高と同様、本村と萩原、即ち中ノ村と下ノ村とではかなり異つてゐる。第五表・第六表が質入値段を示す表である。この質入値段も本村と萩原とを比較してみると、

第5表 本村・仲帳田畠等質入値段

田 畠 位 付		1 反 当 質 入 値 段	備 考
田 方	上	銀 24 ~ 34 迄	石 盛 石 斗 1 3
	中	19 ~ 29	1 1
	下	15 ~ 25	9
畠 方	上	21 ~ 25	1 0
	中	18 ~ 22	8
	下	10 ~ 14	6
	下々	7 ~ 11	4
屋 敷 畠		~ 15 ~ 35 位迄	1 0

寛延4年「村明細帳」による

第6表 萩原田畠等質入値段

田 畠 位 付		1 反 当 質 入 値 段	備 考
田 方	上	銀 19 ~ 29 迄	石 盛 石 斗 1 1
	中	14 ~ 24	9
	下	14 ~ 18	7
畠 方	上	18 ~ 22	8
	中	14 ~ 18	6
	下	7 ~ 11	4
屋 敷 畠		15 ~ 35 位迄	1 0

寛延4年「村明細帳」による

田畠の位付に比例して萩原は本村の質入値段よりもほぼ一段階あて低くなっている。ここでも村別石盛の原則が根幹となつてゐるようである。

以上は村別石盛制による村位の高低から生ずる相違点である。

右のような諸点から近世農村にあつて、村位は見のがすことのできないものではないかと考へられるが、この村位はどのようにして決められたのであらうか。これを説明する十分な史料はそろつていないが、村位決定の基礎となつた第一のものは各村の生産力、即ち「地力」であつたのではないかと考へられる。

時代はやや降るが、江戸時代の各地の「村明細帳」には多くの場合「土地」の項があり、土質が書かれている。城後村の場合について述べると、延享三年（一七四六）以降の「村明細帳」には、本村は「四分程真土、六分程黒土」枝郷の仲帳は「三分程赤土、七分程黒土」とあり、枝郷の萩原は「惣而黒土」となつてゐる。土質は生産力を知る上において見のがすことのできないものであり、土質差による村の平均地力によつて村位が決められたのではないかと考へられる。地力に次いで水利、日照、一毛作、二毛作田畠の多少等地理的・自然的諸条件が村位決定の資料となつたのではないかとも考へられるが、この点は今後を期したい。

〔註〕

① 拙稿「豊後における太閤検地について」『大分県高等学校教育研究会社会部会研究集録』(4)

② 右に同じ

③ 右同。尚、「村別石盛制」については近く別稿でくわしく報告する予定である。

④ 『豊陽古事談』

⑤ 渡辺澄夫博士・田北フサ子氏・大分県立図書館所蔵。一部は『大分県史料』(4)所収

⑥ この石盛は豊後の場合はあるが、検地にあたって「村別石盛」の実施をみた例は鹿児島をはじめ一二見られる。

⑦ 田北文書

⑧ 田北文書

⑨ 田北文書

⑩ 渡辺澄夫・佐藤満洋編『豊後国村明細帳』(3)

⑪ 下ノ村の石盛改正、更に萩原の下ノ村への格下げは上からの改正か、或は百姓からの要求による改正か、現段階では明らかにする史料がないが、注目する必要があろう。

⑫ ⑩に同じ

⑬ 渡辺澄夫編『豊後国村明細帳』(1) 渡辺澄夫・安部巖編『豊後国村明細帳』(2) 渡辺澄夫・佐藤満洋編『豊後国村明細帳』(3)

⑭ ⑩に同じ

三 天正十二年の間別銭注文にみえる城後村の在家

(1) 天正十二年の城後村の在家

中世末期における城後村の様子を知る唯一の史料として、天正十二年（一五八四）の「城後拝領分間別銭注文」^①が残つているので、次にこれを揚げ、中世末期における城後村の在家について検討してみたい。

「 城後拝領分間別銭注文

天正十二甲申 城後拝領分間別銭一間一分通

十四間 城後三河守

19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2

五間 四間 二間 二間 三間 二間 四間 二間 三間 三間 二間 四間 二間 式間 四間 三間 三間 五間

くり度々可令統周拝領

同右近大夫

同新助

同雅楽助

同六郎

工藤主計允

同久助

同新次郎

普門庵

亦太郎

奈須隼人助

同内記允

工藤小十郎

九郎右衛門

森田藤七

新十郎

仁三郎

森田大膳

清右衛門

36	35	34	33	32	31	80	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20
二間	三間	三間	三間	三間	二間	三間	四間	二間	四間	三間	四間	五間	三間	四間	三間	二間
仁四郎	円領庵	弥四郎	源十郎	太郎	左衛門	新次郎	源四郎	忠太郎	新九郎	弥三郎	忠左衛門	首藤舍人	藤五郎	忠次郎	藤七	九郎右衛門

(通し番号筆者) 』

この「城後拝領分間別銭注文」には大小三十六軒の在家人が記されているが、これは、天正十一年当時における地頭城後三河守（城後田北氏）が、大友氏から宛行わていた領内在家の間口一間当り一分の間別銭を徴すべく書きだしたものであろう。

城後田北氏の地頭として支配していた地域が明らかでないが、後述の文禄二年（一五九三年）の太閤検地帳には屋敷十四筆屋敷畠九筆の計二十三筆しかないので右の在家人数に合わないし、更に慶長三年（一五九八）の検地帳^③には、城後村の川上にある釣小野村の土地、屋敷も記されていることなどから考えて、右の史料中にみられる在家人三十六軒は城後村だけの在家人数ではなく、かなり広い範囲にわたる地域内の在家人数であると考えられる。とすれば、右の三十六軒の在家のうち城後村の在家人は軒くらいあつたものだろうか。

城後三河守は城後を名乗り、受領名が記されていることと、間口が十四間という右の三十六軒中では桁はずれの大きな館を持つていていることから考えて、城後田北氏の本家であると考えられるし、当然、城後村にあつたであろう。そして二番めの城後右近大夫、同新助、同雅楽助、同六郎の四人は共に城後を名乗つており、城後田北氏一族のようにあるので、城後村に住んでいたと考へてよいだろう。

城後三河守以下の五人は、一応右の見地から城後村に居住していたであろうと推定できるが、六番めの工藤主計允以下については「間別銭注文」のみでは城後村の在家人を搜すことはできない。

そこで右の史料より九年後の文禄二年の城後村検地帳に「間別銭注文」にみられる人名を述べて、もし同じ名前の者があればその人物は天正十二年当時からの城後村の住人と考へてもよいのではないだろうか。さすれば天正十一年当時の在家人数の数に近い数を述めることができるであろう。

かかる見地に立つて両史料から同じ名前を述めると、城後田北氏一族の右近大夫と、十四番と二十番の九郎右衛門、二十四番の首藤舍人、二十九番の源四郎、三十二番の太郎左衛門、三十三番の源十郎の六人があげられる。「間別銭注文」は前述の

ようには城後村だけの在家人を示したものではないので、十四番と二十番の九郎右衛門は同名異人ということも考えられるが、一人で在家人二軒を所有している場合もあり得るので、一応同一人物と考えておきたい。また文禄検地帳に新介という名前があるが、天正十二年の「間別錢注文」の城後新助と同訓異字である。九年間隔つた二つの史料にみられる同訓異字の人物を同一人物として、即座に断定することは慎まねばならないが、一冊の検地帳の中ででも同訓異字の同一人物がしばしばみられるので、この場合も新助と新介は、助と介が違うが共に「シンスケ」であるし、城後村という狭い範囲での同訓異字の人物があるので、同一人物と考えてもよいのではないだろうか。⁽⁴⁾

同様に、十七番の仁三郎と三十番の仁四郎の場合も、文禄検地帳には甚三郎、甚四郎と書いた同訓異字の人物がみられるが、この場合も新助の場合と同様に仁三郎を甚三郎、仁四郎を甚四郎と異字で書く可能性もあり得るので、「間別錢注文」にみられる仁三郎、仁四郎は文禄検地帳にみられる甚三郎、甚四郎と同一人物と考えてもよいだろう。

このように考えると新助、仁三郎、仁四郎の三人も天正十一年当時の城後における在家人に数えることができる。

そこで、城後三河守、同雅楽助、同六郎の三人（右近大夫、新助は右に述べた）と合せると十二人になり、この十二人が天正十二年当時の城後村の住人であり、在家の持主であったと考えられる。このうち九郎右衛門は一軒の在家人を持っているので、在家の数は十三軒である。

文禄検地帳にみられる城後村の屋敷の筆数は十四筆あるので、一筆一軒と仮定すれば十四軒ということになり、天正十二年の城後村の在家の推定とわずかに一軒違うだけである。これは九年間の隔りを考慮にいれても天正十二年の城後村の在家人を十三軒と推定したことのほぼ正しいことを示しているのではないだろうか。

(4) 在家の規模からみた村落構造

第七表は城後田北氏領内の在家の大小規模別軒数を示したものである。「間別錢注文」では、在家の耕地の持高を知ることとはできないが、この表によつてみると中世の在家の規模を考察する一応のめやすとなりそうである。表の数字は城後田北

氏の持領分のみの数字であるが、在家三十六軒中で間口の長さ二間のものが最も多く、十一軒で三十三・三%、次いで間口二間のものが十一軒で三十・六%をしめている。この間口二間と三間のものを合せると六十三・九%になり、在家の過半数をしめている。これは中世における在家の一般的な大きさを示すものではなかろうか。

間 口	軒 数	百 分 比
間	軒	%
15	1	2.8
5	3	8.3
4	9	25.0
3	12	33.3
2	11	30.6
計	36	100

假りに在家の間口の長さがその経済力を示すものであるとすれば、在家の過半数が貧弱な家に住んでいたことになり、二十五%ある間口四間の在家九軒はやや恵まれた経済力を持ち、村の中堅的生存であったのではないかだろうか。

更に間口五間の在家三軒（八・三%）は上流階級といえよう。このようにみてくると、間口十五間という家はこの地方にあっては超一流の家であるに間口十五間といいう家はこの地方にあっては超一流の家である。

第八表は右の見地に立つて城後村内十三軒の在家の持主とその規模を示したものであるが、地頭館は右にみた通りであり、間口五間の在家三軒のうち、二軒この村にあるということは地頭に次ぐ上層階級の者が一人あり、城後村は城後田北氏支配地内の中心的村であつたことを物語つているようである。

間口四間の在家は九軒中二軒で、村の中堅的在家がやや少い感じがするが、間口三間の在家は十二軒中三軒、間口二間の在家は十一軒中五軒となつてある。そこでこれを階層順に積みあげると、五・三・二・二・一となつて、地頭館を頂点にしてほぼピラミット型になり、典型的な、実力支配の村落構造をなしていたとみることができそうである。

本項では史料の関係で在家の規模による村落の掌握しかできなかつたが、次項では文禄検地帳にあらわれた村落構造について検討することにしたい。（未完）

第8表 城後村在家規模別持主一覧(天正十二年)

軒 数	九 郎	仁 四 郎	仁 三 郎	右衛門	城 後	城 後	城 後	首 藤	城 後 右近太夫	城 後 三 河 守	氏 名
					六 郎	太 郎	新 助	雅 樂 助	舍 人		
13		2	2	2	2	3	3	4	5	15 間	間口
$\frac{13}{36}$				$\frac{5}{11}$			$\frac{2}{12}$		$\frac{2}{3}$	$\frac{1}{1}$	同間数
											備考

〔註〕

- ① 「田北憲明文書」「大分県史料」¹³
 ② 「田北文書」文禄二年城後村検地帳
 ③ 「田北文書」慶長三年城後村検地帳

例へば、文禄二年の城後村検地帳の中には「八助・八介・鉢助」と同訓異字の人物がみられるが、同一人物と考えられる。